

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	意見・提案内容	回答
1	実施方針 要求水準書(案) 全般							SPCの構成や参加資格その他について様々な条件が付されています。民間事業者がいろいろな工夫をしづらい制約も多く、コスト削減や品質向上の阻害要因になっていると思われる。手段やプロセスは事業者任せ、県は成果を確認するような仕組みにした方がより民間のノウハウを活かせるものになると考えます。 ちなみに高速道路社は、高速道路機構から高速道路を借り受け、その管理を実施しておりますが、手段やプロセスなどは各会社に任されている部分が多く、手続は簡素化されております。	将来的には、維持管理業務の大部分を事業者が包括的に裁量を持って実施することが理想であると考えていますが、前例のない事業であることを考慮し、スタート期間の検証結果や事業者提案に基づいて、第2期事業以降の計画で検討する予定です。
2								別紙質問書に挙げている「今回の5年間のスモールスタートには計画修繕以外に緊急工事が含まれているが、第2期事業には緊急工事以外に長寿命化を目的とした修繕工事を含まれる予定でしょうか。」について「含める予定」である場合、下記の要望。 上記工事の実施時期にもよるが、2期事業に早い段階で実施する大規模な修繕については調査設計を1期事業の期間内に行った方が良いではないか。	ご意見として承ります。
3	その他							SPC発注業務を受注した施工業者は、「長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン」に示されている、長崎県受注実績の加点要素を得るようにしていただきたい。	ご意見として承ります。
4	実施方針	8	第2	3	1)	①(b)		第1期事業期間は、工事企業(鋼構造)が実施する内容は限られているため、SPC出資に値する業務量はないと思われます。SPC出資から外していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
5	実施方針	8	第2	3	1)	①	参加者の構成	SPCへの出資は、ほとんどの企業において取締役会決議事項となります。取締役会決議は、社外取締役まで理解を得るために様々な説明が必要となります。このことにより、コンソーシアムには参画はできるが、SPCへの出資は難しいとの企業もあり、本件への応募の障壁になっています。SPCへの出資は、マネジメント企業のみ必須として他の企業の出資は任意とするか、マネジメント企業を含め業種指定なしで2社以上とするなど、条件の緩和を望みます。	ご意見として承ります。
6	実施方針	8	第2	3	1)	①	SPCへ出資する企業	①例えば、工事企業(一般土木)がSPCへ出資することも可能としていただきたい。 ②また、構成企業として参加しない企業(例えば予定する下請け企業、投資会社等)がSPCへ出資することも可能としていただきたい。	ご意見として承ります。
7	実施方針	10	第2	3	3)	①	マネジメント企業	建設コンサルタント企業がマネジメント企業を担う場合の実績要件(ウ PPP/PFI事業に係る同種・類似実績)として、「PPP/PFI事業」、「土木構造物等の新設または補修において、設計・施工等の複数業務を包括的に実施する設計施工一括発注、ECI方式等の事業」とありますが、経済的かつ効果的な長大橋維持管理を実現するのであれば、要件をもう少し広げるべきではないでしょうか。具体的には、「管理者としての長大橋の維持管理の経験」もしくは、現行の二項目に加えて「上記と同等以上の長大橋維持管理の実績」などを追加できないでしょうか？ また、配置技術者の要件(オ 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の実績)についても同様に、「主任技術者」や「管理技術者」に限定せず、「管理者としての長大橋の維持管理の経験」や「上記と同等以上の実績」などの追加はできないでしょうか？	ご意見として承ります。
8	実施方針	11	第2	3	3)	②	点検・診断業務	点検・診断業務は同一企業が実施することになっていますが、国土交通省の例などでは、点検と診断を分割することが多くあります。特に吊橋や斜張橋などの特殊橋梁の診断は、高度な知識・経験や技術力が必要となるため、地域要件を外して広い範囲から応募者を求めた方が技術的に優れた企業の参画が見込めるのではないのでしょうか。なお、その場合には詳細調査(診断)は分割した診断業務にて実施することが望ましいと思われます。	ご意見として承ります。
9	実施方針	11			②	工	点検・診断企業	・入札参加資格要件において「支間長200m以上の橋梁点検業務の実績を有すること」とされておりますが、県内業者でこの要件を満たす企業は極めて限られております。 長崎県内の橋梁インフラの維持管理においては、地域の特性を熟知した地元企業の参画が、以下の観点から重要であると考えます。 1,地域特性・環境条件への理解 2,迅速な対応体制の確保 3,地域経済への貢献 4,地元技術者の育成 つきましては、以下のいずれかのご対応をご検討いただきたく存じます。 提案① 地元企業の参画を必須とし、支間長200m以上の実績要件は代表企業のみ適用する。 提案② 参加資格要件を「長崎県発注の橋梁点検業務の実績を有すること」に変更する。	ご意見として承ります。
10	実施方針	12	第2	3	3)	④	工事監理企業	工事監理について、コンソーシアム参画企業に工事を契約するのであれば、この企業の自主管理に任せられた方が良く、官公庁の監理と同水準の監理を求めることはコスト削減の障害になると思われます。SPCが工事企業の品質管理などの体制を確認し、月に1回程度、現場への巡視等により自主管理体制が機能しているのかを確認することで良いのではないのでしょうか。スモールスタートからの適用は難しいかもしれませんが、2巡目以降の配慮を望みます。 仮に工事監理を残すとしても、SPCから発注された工事の工事監理となることから、SPC若しくはマネジメント企業が担うのが自然ではないでしょうか。	ご意見として承ります。
11	実施方針	15	第2	3	3)	⑦	工事企業(一般土木)の参加要件 ウ 県内の事業所	「長崎県に本店、本社等の主たる事業所を有すること」を九州全域まで広げていただきたい。	ご意見として承ります。
12	実施方針	15	第2	3	3)	⑦	工事企業(一般土木)の参加要件 オ 企業の格付け・評価	「経営事項審査における直近かつ有効な総合数値(土木一式工事)が1100点以上」の評価点の枠を緩和していただきたい(例えば1000点以上等)。	ご意見として承ります。
13	実施方針	24	別紙2	リスク 分担表	共通	7.環境問題 リスク	新たに右記のリスク分担を 追記願えませんか？	「県が行う業務より生じる騒音、振動、有害物質の排出等によるもの」 県 ○ 事業者 無し	リスク分担において、県は従負担(△)と記載しており、県の責めに帰すものは県が負担することとなります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	意見・提案内容	回答
14	実施方針	25	別紙2	リスク 分担表	実施段 階	10.金利変動 リスク	右記に変更願えませんか？」	基準金利確定前の金利変動に関するもの 県○ 事業者 無 基準金利確定後の金利変動に関するもの 県 無 事業者 ○	民間資金活用(事業者による費用の立て替えと県による後年度の割賦返済)が発生するスキームの事業において定められる項目であり、ご提案の内容は本事業では特に定めません。
15	実施方針	27	別紙2	リスク 分担表	事業終 了	25.性能 リスク	事業終了後時における施 設の性能の確保	備考:右記に変更願えませんか? 「...ことによる瑕疵で、当該工事終了後2年以内に県が発見したもの」	リスク分担に定める通りとさせていただきます。
16	要求水準書(案)	14	第3	1	1)		県が今後予定する工事について	「...。ただし、県が実施した直近の5年点検の結果でⅢ判定となっている部材のうち、県が今後予定する工事によりⅢ判定が解消しないもの、...」とあります。直近の5年点検結果により、県が今後発注する工事があった場合、事業者の構成員は、この発注工事への参加も可能としていただきたい。	ご意見として承ります。
17	要求水準書(案)	14	第3	1	2)	表-4	支承・伸縮装置	長大橋の支承・伸縮装置は移動量が大きく、特殊な構造であることから維持管理の難易度は「高い」と思われます。	「難易度」は橋梁全体における相対的なイメージです。
18	要求水準書(案)	24	第5	2	2)	①	作業の再委託を行う場合 の手続き	応急措置について、複数業者からの見積徴取を義務付けられると迅速な対応ができなくなるため、複数業者の見積徴取は原則としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
19	要求水準書(案)	24	第5	3	3)	①	作業の再委託を行う場合 の手続き	設備類の多くは、製品を製作した企業しか対応できないケースが多くあります。高光度航空障害灯など特殊設備は、製品納入できる企業が1社しかない場合もあります。複数業者見積徴取は、原則としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。